「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び同法施行規則の一部 改正」に関するパブリック・コメント(意見募集)の結果について

平成16年7月29日付けで「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び同法施行規則の一部改正」に関するパブリック・コメント(意見募集)を行った結果、4件のご意見が寄せられました。

提出されたご意見、その内容及びご意見に対する考え方は、以下のとおりです。

1.パブリック・コメント実施方法

募集期間:平成16年7月29日(木)~平成16年8月18日(水)

周知方法:記者発表、環境省及び経済産業省ホームページ掲載

意見提出方法:電子メール、FAX、郵送

- 2.提出意見数
 - 4件(意見提出者:4名) 項目別には、5件
- 3.提出された主なご意見(項目別)
- (1)公害防止主任管理者の選任の見直し 1件
- (2)公害防止管理者の兼任要件の追加 1件
- (3) 資格の区分の見直し 1件
- (4)国家試験の科目別合格制の導入 1件
- (5)国家試験業務の指定試験機関への移管 0件
- (6)資格認定講習機関の登録制の導入 0件
- (7)資格認定講習の受講に必要な技術資格の追加及び学歴による制限の撤廃 0件
- (8) その他(国家試験の複数回実施) 1件
- 4.提出されたご意見全文とご意見に対する考え方別添のとおり

パブリックコメントの実施結果

ご意見

対応方針

この見直しの考え方に賛成である。運用に当たっては、以下の点にご配慮いただきたい。ISO14001の登録事業所では、遵法が原則となっている。この法律についてもその目的を十分理解して、公害防止管理を組織的に実施しており、当然ながら、大気と水質の管理者が連携して業務を実施している。従って、免除の基準策定にはこういった組織的取り組みに十分配慮していただきたい。

ISO14001の活用等により、大気 関係の公害防止管理者と水質関係の公害 防止管理者の連携がより一層強固なもの になっていることは、非常に有意義なこ とであるが、今回の制度改正に際し、経 済産業省及び環境省が共同で設置した専 門家からなる公害防止管理者制度検討会 の報告書(平成16年3月)では、「Ⅰ SO14001に適合していることを公 害規制法等の強制法規上の緩和条件にす ることは、認証の取得が目的化すること を助長しISO14001の制度そのも のに歪を生じさせることが懸念されると いう観点からも、慎重であるべきであり、 公害防止管理者制度上の適用除外要件と することは適当でない」との結論を得て おり、その方向に沿って対応することが 適切であると考えます。

この見直しは妥当である。鉄鋼業における各製鉄所の生産活動では、複数企業が様々な分野で生産活動を補完する体制をとっているが、他製造業においてもこうした傾向は見られるため、上記の見直しはこうした生産活動の実態に則したものとなっている。また、こうした動きは、環境行政の効率的な運用を促進させる一例であり、今後他分野においてもこうした産業活動への配慮を希望する。

今後も、出来うる限り実態に即した制度 作りに努めて参りたいと考えておりま す。

水質と大気は細分化されているが、実際 には業務上の技術知識の差はない。よっ てこれを統合してほしい。 現在設定されている資格の区分のうち、 大気関係公害防止管理者及び水質関係公 害防止管理者につきましては、4つの区 分が設定されておりますが、これは、本 法の対象となるばい煙発生施設又は汚水

等排出施設を設置する特定工場を排出量 の多少及び本法が定める有害物質の排出 の有無によって4つの区分に分け、それ ぞれの工場で選任すべき公害防止管理者 の技術及び知識レベルを分けているもの であり、統合することは適当ではないと 考えています。

特定工場になるのは設備導入時であり、 60日以内に公害防止管理者を選任しな ければならない。国家試験は年1回であ るのを年数回としてほしい。

公害防止管理者制度におきましては、毎 年1回の国家試験以外に資格認定講習を 設け、国家試験を補完しする形で実務に 必要な有資格者を輩出しているところで あります。国家試験の年間実施回数を増 やすことは困難ですが、今後とも国家試 験及び資格認定講習の適切な運用により 有資格者の確保に努めてまいりたいと考 えております。

公害防止に関する技術は、ばらばらの知 識の寄せ集めではなく、関連する知識が 相互、有機的に結びついて、初めてその 真価を発揮できるものであります。また、 何らかの技術的な問題に直面したとき、 一見関連のない知識が、問題解決の突破 口となり有意な結果を生むことは、多々 経験するところでもあります。3年もの 猶予期間を認めた科目別合格制は、資格 取得時の知識の分断化をうながし、横断 的柔軟な発想を少なからず阻害し、資格 の形骸化を招きかねないと考えます。数 十万人もの有資格者がいる現状や高率な 合格率を鑑みれば、規制緩和あるいは受 験者層の質に迎合したともとれる試験制 度改革の意義に疑問を感じます。このよ うなことから、科目別合格制の導入は限 定的(有資格者が同区分の資格を取得す る場合のみ)にすべきであり、公害防止 管理者の資格を有しない者が新たに管理 者の資格を取得しようとする場合や有資

今回の制度改正に際し、経済産業省及び 環境省が共同で設置した専門家からなる 公害防止管理者制度検討会の報告書(平 成16年3月)では、「受験者の負担の 軽減と国家資格を現状以上に取得し易い ものとするため、現行の試験区分を括ら ずに、公害防止の対象施設に応じて求め られる知識をきめ細かく確認することで これに対する資格付与が行い得るよう試 験のシステムについて工夫を行うべきで ある。このためには、公害防止管理者及 び公害防止主任管理者試験に科目別合格 制を導入することが適当である。」とさ れ、さらに「科目別合格制の導入で複数 年に亘ったより計画的なステップ・バイ ・ステップの学習が可能となり、資格取 得の機会を増大させ、より対応範囲の広 い資格へステップアップすることが容易 となる。これにより、資格取得のための 学習の動機付けを高め、公害防止に係る 人材確保・育成、技術普及に資するもの 格者が他区分の資格を取得しようとする「である。」との結論を得ており、その方 場合は除外すべきと考えます。なお、現「向に沿って対応することが適切であると 有資格者が必要に迫られ、あるいはより 広範囲な知識取得のため、他区分の資格 を取得する場合、試験科目の一部受験免 除(たとえば環境基本法など共通部分) など、柔軟な試験制度を創設することに より負担を軽減することは妥当と考えま す。

考えます。

また、ご指摘のように資格の形骸化を招 くことのないよう、科目別合格制の導入 にあたっては、実務の実態に即した試験 科目の見直しや試験科目ごとの問題数を 適切に設定するなどの検討も進めてまい りたいと考えております。